

「特別活動」に関する学生の意識

佐々木 隆

プロローグ

日本の学校教育の特徴のひとつに学校行事やクラブ活動等があげられる。中国からの留学生と話しをすると、日本の高校生の様子を描くマンガ、アニメやドラマにかなりの興味・関心があることがわかる。留学生の話では中国での高校生活では部活動ようなものはなく、夜7時や9時くらいまで勉強しているのはあたり前で、学校を舞台にした青春ドラマなど考えられないという。学校教育に求めるものが日本と中国では異なることから起きるのだろう。筆者は「総合的な学習の時間」でも学生の意識について調査を行ったものをまとめたことがある。(佐々木 b 1-24) 日本の学生は「特別活動」についてどのような意識を持っているのか、また、教職課程履修者、あるいは教師を目指す学生はどのように特別活動をとらえるべきかを考察していきたい。

1 大学生の「特別活動」の捉え方

教職課程を履修している学生 8 名に以下のアンケート調査を行った。参考にするものなく、解答してもらった。学生の背景は次の通りである。

- A 調査時期：2020年1月21日
- B 調査対象：教職課程2年生
- C 履修状況：教育課程総論を2年生前期（2019年4月～8月）で履修済
- D アンケート項目は2つ
 - 1 「特別活動」という用語は知っていますか？
 - 2 「はい」の場合のみ以下を答えてください。

「特別活動」を説明して下さい。あるいはどんな内容ですか。

学生の解答

- 1 はい（8人全員）
- 2
 - (1) 特活は修学旅行とか、掃除の時間とかのこと。
 - (2) 修学旅行・部活動・行事・放課後活動のこと。
 - (3) 修学旅行などの時間をさすと習った気がする。しかし、レパートリーがなく修学旅行の1つをメインにするやり方がよくないと言っていたと思う。
 - (4) 学級活動、生徒会活動、部活動などを通して対話的で深い学びを目指す。海外では“Tokkatsu”として注目される。
 - (5) 教科外での活動のこと。
 - (6) クラブ活動など。説明はできない。
 - (7) 委員会活動、生徒会活動、年間の行事など。
 - (8) 説明できないが、体育祭や文化祭といった行事だと思うが、それも違うと聞いた気がする。と考えると祭ごとより、職業体験や博物館に行くといったものだと思う。

アンケート項目1 「『特別活動』という用語は知っていますか?」については教職課程の必修科目である「教育課程総論」を2年前期で全員がアンケート以前に履修済であったことや経験上、知っていたようだ。

アンケート項目2 「『特別活動』を説明して下さい。あるいはどんな内容ですか。」については8名分の回答をそのまま記載した。次に→は筆者のコメント、⇒は『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』の記述との関係性である。ここでは代表として中学校の学習指導要領を取り上げておく。

「(1) 特活は修学旅行とか、掃除の時間とかのこと。」について
→「特別活動」が略語として「特活」であるということを抑えてい
る。「特別活動」には「学校行事」があり、修学旅行はそのひとつ
である。修学旅行は事前、事後指導等含めて「総合的な学習の時
間」として捉えて活動することもできるため、その目的により「特
別活動」として取られることができる。特別活動」の大きな枠組
みは捉えている。

⇒学習指導要領の改訂の基本的な方向性には以下の通りである。

特別活動において育成を目指す資質・能力については、「人間関
係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点（文部科学省
a 6）

修学旅行では集団活動をすることになるが、いわゆるこれを班活
動と捉えれば「人間形成」の場となる。掃除の時間については小
学校では「学級活動」の中の活動として重要な位置づけとなるが、
中学校では割合いは低くなるだろうが、特別活動の一つとして捉
えられるだろう。小学校学習指導要領解説には「日常の生活や学
習への適応と自己の成長及び健康安全」として次のような活動の
ひとつとして示している。

ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け、
節度ある生活にすること。（文部科学省 b 47）

中学校学習指導要領解説には「日常の生活や学習への適応と自己
の成長及び健康安全」として次のような活動のひとつとして示し
ている。

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
(文部科学省 a 44)

アンケートでは小中高校での経験からの解答が含まれるため、この「掃除」というのはあながち無視することもできないだろう。

「(2) 修学旅行・部活動・行事・放課後活動のこと。」
→ 「特別活動」の内容を捉えている。小学校と中学校では内容がやや異なる。小学校の「特別活動」の内容は「学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事」であるが、中学校の内容は「学級活動、生徒会活動、学校行事」である。アンケートでは小中高校での経験からの解答が含まれるため、「特別活動」の内容を理解している。部活動及びクラブ活動については筆者自身がすでに論じているので、ここでは割愛する。(佐々木 a 1-31) なお、ここでは「放課後活動」とあるがこれは一体どういうことを意味しているのだろうか。部活動がすでに前出であるため、生徒会や委員会の活動、そのほかボランティア活動などを指すのか、これだけでは情報の不足によりわからないが、放課後に行われる諸活動全般ということで捉えておきたい。「放課後活動」は教員の拘わりは教科とは異なり、学級活動、学校行事に比べると比重は低くなる。
→ 中学校学習指導要領解説では学校行事について次のように指摘している。

学校行事は、体験的な活動を通して、特別活動の目標を達成していく学校全体の教育活動である。そこでは、生徒の安全の確保

等にも十分配慮しつつ、学習指要領に示された学校行事のねらいが実現できるよう、各教科等との関連も図りつつ、各学校が創意工夫を發揮して適切な授業時数を充てることが必要である。

(文部科学省 a 108)

なお、部活動やクラブ活動については前述の通りである。

「(3) 修学旅行などの時間をさすと習った気がする。しかし、レパートリーがなく修学旅行の1つをメインにするやり方がよくないと言っていたと思う。」

→前期に教職課程の必修科目「教育課程総論」を履修後に得た知見をもとに回答したものと判断できる。回答者がどのように考えていたかはこれではわからないが、「特別活動」が修学旅行に特化してしまっている印象なのであろうか。「特別活動」は社会に参画するため活動が含まれる。ボランティア活動もそのひとつであり、今後の職業について考えるためのインターンシップのような職業体験もまた「特別活動」としてとらえることができるのだが、学校行事に対する意識が強すぎる。

→修学旅行は学習指導要領では、学校行事の「旅行・集団宿泊的行事」にあたる。中学校学習指導要領解説では次のように説明している。

校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させる。また、校外における集団活動を通して、教師と生徒、生徒相互の人間的な触れ合いを深め、楽しい思い出をつくることができる。さらに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、集団生活の在り方について考え、実践し、互いを思いやり、共に協

力し合ったり るなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てる。(文部科学省 a 101)

修学旅行は「特別活動」の一つであるが、学生の回答にもあったが、修学旅行だけに「特別活動」を充てるのはふさわしくない。

「(4) 学級活動、生徒会活動、部活動などを通して対話的で深い学びを目指す。海外では“Tokkatsu”として注目される。」

→小中高等学校の「特別活動」がまとめて取り上げられている。
部活動の取り扱い方は「特別活動」から現在は外されているが、
小学校では「クラブ活動」があり、児童や生徒にとって放課後活動のような印象だろう。学級活動、生徒会活動が抑えられ
ている。また、単に活動を取り上げるだけではなく、その目的
として「対話的で深い学び」を指摘していることは、「特別活
動」の目的を意識していることになる。

⇒中学校学習指導要領解説では「対話的な学び」について次のように説明している。

「対話的な学び」の実現とは、生徒相互の協働、教職員や地
域の人との対話、先哲の考え方や資料等を手掛かりに考えた
り話し合ったりすることを通して、自己の考え方を協働的に広
げ深めていくことである。

特別活動は多様な他者との様々な集団活動を行うことを基
本とし、そこでの「話 合い」を全ての活動において重視して
きた。学級活動や生徒会活動の自治的な活動においては、学
級や学校における生活上の課題を見いだし、解決するために合
意形成を図ったり、意思決定したりする中で、他者の意見に触
れ、自分の考えを広げ、課題について多面的・多角的に考えた

りすることが重要である。

また、対話的な学びは、学級など同一集団の生徒同士の話合いにとどまるものではない。異年齢の児童生徒や障害のある幼児児童生徒等、多様な他者と対話しながら協働することや地域の人との交流を通して自分の考えを広げたり、自分のよさや努力に気付き自己肯定感を高めたりすること、自然体験活動を通して自然と向き合い学校生活では得られない体験から新たな気付きを得ること、職場体験活動を通して働く人の思いに触れて自分の勤労観・職業感を高めること、キャリア形成に関する自分自身の意思決定の過程において他者や教師との対話を通して自己の考えを発展させることなど、感性や思考力、実践力を豊かにし、よりよい合意形成や意思決定ができるようになることも、特別活動における対話的な学びとして重要である。（文部科学省 a 22）

この学生は「対話的な学び」に注目したが、その事例として「学級活動、生徒会活動、部活動」を挙げている。「特別活動」の側面的な目標であるが、改訂の目標とも大いに関わりのあるところで重要な目標である。

特別活動の目標についても、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。（文部科学省 a 7）

「対話的な学び」は三つの視点にとって重要な目標である。

「（5）教科外での活動のこと。」

→「特別活動」をかなりおおざっぱに捉えている。「総合的な学

習の時間」、「道徳」などいわゆる教科と少し性格の異なることだけは捉えているが、具体性に欠ける。

⇒中学校学習指導要領総則の中に「学校運営上の留意事項」として、教育課程外の活動として次のような文章がある。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。（文部科学省 a 150-151）

中学校、高等学校では部活動がこの教育課程外の活動に相当する。「教科外での活動」が学校教育法施行規則別表第二（第七十三条関係）によるものか、教育課程外のこととして表現されているかはわからない。また、道徳にも教科書はあるものの、教科のような教科書の扱いや利用のされたかとは異なる。これに対して、「総合的な学習の時間」や「特別活動」にはいわゆる教科書はない。教科書がないからこそ、その進め方が難しいともつながる一方、生徒としての捉え方もあいまいなものとなるのも当然だ。

「(6) クラブ活動など。説明はできない。」

→「特別活動」のごく一部の内容を捉えている。小学校と中学校

では内容がやや異なる。小学校の「特別活動」の内容は「学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事」であるが、中学校の内容は「学級活動、生徒会活動、学校行事」である。アンケートでは小中高校での経験からの解答が含まれるため、「特別活動」の内容を一応理解している。

⇒クラブ活動、部活動等については前述の通りである。クラブ活動は小学校の特別活動のひとつである。

クラブ活動は、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

「異年齢の児童同士で協力し」とは、学級や学年の枠を超えて、同好の児童が自治的に組織したクラブにおいて、よりよく交流したり、自己の役割を果たしたりするなどして協働して目標を達成しようとすることを示している。(文部科学省 b 102)

中学校・高等学校ではクラブ活動、部活動は特別活動から外されている。このいわゆる放課後活動は教員の負担にもなっている。

「(7) 委員会活動、生徒会活動、年間の行事など。」

→中学校・高等学校の「特別活動」の内容は「学級活動、生徒会活動、学校行事」である。委員会活動、生徒会活動は学級活動、生徒会活動に含まれ、年間の行事はまさに学校行事のことである。委員会活動は学級内に留まることもあれば、学校全体に係る場合もある。委員会をどう捉えるか、その活動内容で学級活動にもなれば、生徒会活動にもなる。

⇒中学校学習指導要領の学級活動の目標は次の通りである。

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するため に話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。(文部科学省 a 40)

委員会活動はクラスと学校全体の生徒の活動を組織的に進める上でも重要な役割を果たすことになる。

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

学級生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るために、学級としての提案や取組を話し合って決めること。(文部科学省 a 44)

委員会活動に注目すると、改訂の基本的な方向性にも辿りつくことになる。

内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合って合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。(文部科学省 a 7)

これらの活動は「特別活動」の三つの視点である「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」にとって直結する内容である。

「(8) 説明できないが、体育祭や文化祭といった行事だと思うが、それも違うと聞いた気がする。と考えると祭ごとより、職業体験や博物館に行くといったものだと思う。」

→全体的にあいまいで自信のない回答であるが、中心となるものは捉えている。(1)から(7)までの回答では「学級活動、生徒会活動、学校行事」、学校行事も修学旅行が事例として捉えられていたが、ここでは体育祭や文化祭といった行事が初めて事例として挙がった。また、職業体験や博物館という外部の施設の活用という面の指摘もある。あきらかに(1)～(7)の回答とは違った視点から「特別活動」を取られている。

⇒中学校学習指導要領第5章の第2の〔学校行事〕の2「内容」では次の通り示している。

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序

と変化を与える、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようすること。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようになるとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようすること。（文部科学省 a 94）

「特別活動」の内容であるが、「職業体験や博物館に行くといったもの」という指摘は学習指導要領に合致するものである。これは大きく考えれば、地域との連携ということになる。このことは何も学習要領にだけその根拠を求めるよりももっと大きな枠組みで捉えれば次のような法令が当てはまる。

教育基本法

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

社会教育法

(国及び地方公共団体の任務) 第3条 3

国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭 教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭 教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務) 第5条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

13 主として学齢児童及び学齢生徒（中略）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

文部科学省も放課後支援についてはワーキンググループでの資料なども資料も公表している。(文部科学省生涯学習政策局)

2 教職課程履修者が「特別活動」を理解するために

前述に通り、教職課程の履修者が「特別活動」をどのように捉えているかが分かった。もちろん、このアンケートの前に「教育課程総論」を履修済であったことから、そこで得た知見も加わっていることは言うまでもないことだ。

「特別活動」に限らず、いろいろなことの理解を深めるためには、これまで受けてきた教育から学んだこと、体験等を通して学んだことが根底にある。これに加えて、新たに加えた知見で理解を深めることになる。このため筆者が教職課程で担当する授業科目の第1回目では、まず小中高等学校で受けた教育内容等の振り返りを行うことから始める。次に学習指導要領で内容を確認することになる。自分たちがこれまで受けてきた教育内容や体験したことがどのような位置付けになっているのかを確認している。

筆者が担当しているの中學・高等学校用の教職課程であるが、繋がりの上でも小学校も意識することになる。「特別活動」についても「クラブ活動」は小学校の「特別活動」には含まれているが、中学・高等学校には含まれていない。ここに部活動が加わり、複雑化して来る。当然上級学校になるにつれて内容はより深化することは言うまでもないことだ。

筆者がこの「特別活動」で特に注目していることは2点ある。第1点

は特に高等学校における「特別活動」になるが、選挙権が 18 歳以上に引き下げられ、また、民法の改正に伴い 2022 年 4 月 1 日から成人も 18 歳からとなる。現在、高校 2 年生の生徒は卒業して迎えた 4 月 1 日から成人の扱いになるということだ。これは三つの視点のひとつ「社会参画」があるのは強く意識しなければならないだろう。高校卒業後にこうした成人に対する教育をしても遅いということになる。高等学校における教育の果たす役割は実はかなり大きいと言わなければならない。小中学校には教育課程には「道徳」があるが、高等学校にはこれが含まれていない。しかし、内容の取扱いや配慮事項として道徳的な内容が含まれることになる。

第 2 点は学校行事である。その中でも「旅行・集団宿泊的行事」である。いわゆる修学旅行の扱い方である。もちろん、「総合的な学習の時間」との代替という考え方もあるため、修学旅行の目的により「特別活動」、「総合的な学習の時間」での実施が可能である。学校は行事については目的やその実施方法を常に考えるが、生徒がどの程度それを意識し、捉えているかを考える必要がある。そのために事前・事後指導が重要ということになる。学校教育に経営概念が導入され、学級運営が学級経営に代わった。経営学で言う PDCA (Plan-Do-Check-Action) は今や学校教育の現場にもすっかり定着している。言葉は知らなくても、計画を立て、実行し、点検（検証）し、改善していくことは従来行ってきたものを、もっとはつきりと意識的に、システムとして行うことが重要だということだ。

学習指導要領は考え方を整理する上では重要な役割を果たしている。教職課程履修者はもともと「教師になりたい」「教えることに関心がある」「教育に強い関心がある」といった意識を持っていることから、これまで自分が受けてきた教育がどのような考え方の下で行われてきたのか、そして、学習指導要領の改訂に伴い、新しく重点が置かれるることは何かを知ることは重要ではないだろうか。

3 日本特別活動学会のアンケート調査の結果

教育面を学術面や現場を通して研究する組織として学会がある。特別活動については日本特別活動学会が 1992 年 2 月 1 日に設立された。

当学会では「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート」の集計結果報告書を公表している。(日本特別活動学会)

実施時期 2017 年 8 月 1 日～2017 年 8 月 25 日まで

実地対象 教職課程認定大学約 580 校及び本学会員約 500 名

回答数 93 校(国 17 校、公 11 校、私 65 校、学会員 38 名、
学会員外 55 名)

ここではまず「(9) 現状の課題」の「①授業担当教員に関する課題」のうち「ア 担当教員の資質とその確保(業績・現場経験等)」に注目しておきたい。中でも筆者が注目しておきたい指摘をいくつか取り上げておきたい。

- ・特別活動の専門家がないこと及び専門科目としての位置づけが困難なこと。
- ・専任講師が担当しており、学習指導要領を使用して教授しているが、現状経験を経ていないため具体的な指導法に関して課題を有している。
- ・課程認定審査における教員業績確認
- ・特別活動に精通した担当教員の確保

これらは何を意味しているかと言えば、教授する側の問題である。教職課程を設置する大学の教員配置に係る問題であるが、凡そどの大学でも

同じような問題を抱えている。似たような授業科目として「総合的な学習の時間の指導法」なども同様の傾向であることは想像の付くところだ。

「特別活動の専門家」「特別活動に精通した担当教員」という定義も難しいが、教育課程の中の「特別活動」を位置付けを理解していること、「特別活動」の実態と問題点がわかるという2点を研究している研究者ということになるだろうか。教育課程のひとつとして「特別活動」を理論的に捉えると、「学習指導要領を使用して教授しているが、現状経験を経ていないため具体的な指導法に関して課題を有している」ということにつながる。単に現場だけを知っているでは「課程認定審査における教員業績確認」を要し、文科省の教職課程の教員審査に通るかどうかという問題もある。

大学で教職課程の授業科目を担当教員には教員免許状は存在しないが、小中高等学校の教員免許状を持っているのかどうか、小中高等学校での現場の教員として勤務経験があるかどうかも気になるところだ。さらに言えば、その担当教員が小中高等学校でクラスでの委員、生徒会活動、学校行事への係り、部活動などに参加していたのかどうか、小中高等学校で教員歴がある場合にはこうした特別活動への係りも気になるところだ。学校行事への係りを授業で取り上げる際に、担当自身が小中高等学校の教員歴（免許がない）もなく、児童生徒事時代に文化祭や体育祭などにそれほど参加した意識がなければ、学習指導要領の記載だけで授業を進めることになる。よく言われることがあるが、教育は理論だけで成立はしない。そのため研究者が理論だけで教育を進めて机上の空論になってしまう。反対に現場での実務に長けているが、学術的な背景なくして実務の経験だけで教育を進めようとすれば、客観性のないものとなってしまう。両者を兼ね備えた教員はそれほど多くはない。従って、大学の教員配置は実務教員と研究者をどう組み合わせるかも重要なことだ。学生の意識だけでなく、担当教員側の意識も実は重要ではないかということも今回取り上げた。

エピローグ

筆者が再課程認定後に担当している教職課程の授業科目は「英語文学」「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」「総合的な学習の時間の指導法」、これに加えて大学が独自に開設する科目として「国際文化交流」を担当しているが、「特別活動論」は担当していない。

筆者が担当している他の科目で教職課程履修者とのアクティブラーニングでは、「総合的な学習の時間」と「特別活動」の内容にあまり整理がなされていないということがわかつた。しかし、内容に整理がされてはないものの、「主体的・対話的で深い学び」を意識していることがアンケートから伺えるものもあった。筆者が受けてきた教育内容とは大きく異なる視点が加わったきたのが今後の教育内容である。科目担当者が受けてきた教育、現在教職課程履修者が受けてきた教育とも異なった新しい視点が加わったのが今後の教育内容である。

科目担当者はこれまでの教歴を基に授業を展開することになるが、未知の内容を含む展開がある点では履修学生と同じ立場でもある。

人工知能（AI）の飛躍的な進化を挙げることができる。人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとの予測も示されている。このことは同時に、人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。（文部科学省 a 1）

AI の発達によりますます求められるのが人間の判断ということになる。

情報過多となる時代では、何が正しい情報なのかを決めるのは、情報を得た本人になる。この判断を誤れば、誤りの負の連鎖が続くことになる。典型的なものとして、情報の信憑性を確かめずに行われるリツイートによるネット上の誤情報の拡散である。

今後も学生が何を感じているのかを基に、改訂された学習指導要領と照らし合わせながら、今後の教員養成に努めていきたい。

引証資料

佐々木隆 a (2108). 「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」、『新教育課程研究』、第 6 号、武蔵野教育研究会。

佐々木隆 b (2020). 「『総合的な学習の時間』に関する学生の意識」、『新教育課程研究』、第 17 号、武蔵野教育研究会。

日本特別活動学会 (2017). 「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート集計結果報告書」、日本特別活動学会事務局。

<https://jaseatokkatsu.jimdo.com/> アンケート調査 / (access on 20200419)

文部科学省 a (2017) .『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』。

文部科学省 b (2017) .『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』。

文部科学省 生涯学習政策局 (2013) .「放課後支援の在り方に関する資料」(2013 年 12 月 12 日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/008/siryou/_icsFiles/afieldfile/2014/01/16/1342543_03-1.pdf#search=%27%E6%94%BE%E8%AA%B2%E5%BE%8C%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%A8%E3%81%AF%27(access on 20200415)

【キーワード】特別活動、学級活動、生徒会、学校行事、学習指導要領

【追記】

筆者がこれまで「特別活動」に関する内容を取り上げた発表は以下の通り。

「特別活動と総合的な学習の時間における人間形成の教育的意義」

(『新教育課程研究』第1号、武蔵野教育研究会、2018年1月)

「集団活動の意義—校外を意識して」(『武蔵野教育研究』第3巻第16号、武蔵野教育研究会、2018年2月)

「人間関係の構築の必要性について」(『新教育課程研究』第2号、武蔵野教育研究会、2018年2月)

「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」(『新教育課程研究』第6号、武蔵野教育研究会、2018年8月)

「教育現場における外部人材の活用について」(『新教育課程研究』第8号、武蔵野教育研究会、2019年5月)

執筆者一覧

佐々木 隆 武藏野学院大学教授

新教育課程研究 第18号

2020年7月30日 発行

武藏野教育研究会 編集・発行

〒350-1328

埼玉県狭山市広瀬台3丁目26番1号

武藏野教育研究会事務局

武藏野学院大学 佐々木隆研究室

Studies on New Curriculum

Number 18

30 July, 2020

The Society of Musashino Education Studies